

介護職員初任者研修課程学則

(目的)

第1条 介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育であり、専門知識や技術を習得し質の高い介護サービスを実施できる人材を養成する。

(研修の名称)

第2条 ウォームヴィラ新庄園 介護職員初任者研修課程

(研修の場所)

第3条 研修を行うために使用する講義及び演習会場は、特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園とする。

(受講資格・受講定員)

第4条 受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16歳以上で心身ともにけんこうである者とする。

2 受講定員は、20名とする。

(受講者の本人確認)

第5条 申し込み手続き時に、以下の公的証明書の原本の提示を求め本人確認し記録する。

1. 住民票
2. 健康保険証
3. 運転免許証
4. パスポート

(研修日程・研修期間)

第6条 平成26年度研修事業の研修日程・研修期間については、別添「平成26年度介護職員初任者研修年間実施計画表」のとおりとする。

(担当講師)

第7条 研修を担当する講師は別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(研修参加費用)

第8条 研修参加費用は次のとおりとする。

一括払 80,000円(税別) (テキスト代別 5,600円 税別)

分割払い可

- 2 研修受講後の研修費用は、途中で辞めても返金しない。
- 3 分割払いの場合は、途中退会時に残額一括で支払うものとする。

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- (1) テキスト 介護職員初任者研修テキスト 財団法人 介護労働安定センター出版

(研修カリキュラム)

第10条 研修課カリキュラムは別添研修カリキュラム表のとおりとする。

(受講手続き)

第11条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当園指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名押印の上申しこむ。
- (2) 申込時に研修費を一括現金で納入する。

(修了の認定)

第12条 第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、科目ごとに次の修了評価基準を満たしたものと及び修了試験の合格、更に受講料等が完納されている者を終了者と認める。

2 修了認定の評価は、以下の方法で実施する。

- (1) 講義科目は、科目ごとに筆記試験を実施する。
- (2) 演習科目は、科目ごとに技術の評価する。

A	90 以上	A、B、C、D の 4 区分で評価し、C 以上の評価の受講者が表基準を満たしたものと して認定する。
B	80～89	
C	70～79	
D	70 未満	

3 修了評価者については次のとおりとする。

森本潤也

4 基準に満たない者は、補講等を行った後に再試験を 5 回まで実施する。

(修了期限)

第 13 条 研修の修了期限を 8 か月とする。特段の事情があり、それを超える場合は県と協議の上認めるか否かを決定する。

(研修欠席者の扱い)

第 14 条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。欠席する場合は、事前に連絡することとする。尚、10 分以上の遅刻は、欠席とみなす。

(補講)

第 15 条 事業者がやむをえない理由により研修の一部を欠席した受講者に対して補講を実施する場合の扱いについては、次の通りとする。

- (1) 欠席した時間数が奈良県介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)事業者指定要綱別紙2-2に定める通信方法により実施できる時間数の上限時間内である講義形式の教科に限り、当該教科担当講師へのレポート(1200字以上)の提出をもって出席とみなす。提出期限は、当該科目の終了日(複数にわたる場合は最終日)から14日以内とする。なお、レポートの提出期限は欠席事由等により変動することがある。ただし、「1.職務の理解」「2.介護における尊厳の保持・自立支援」「7.認知症の理解」「10.振り返り」及び実技演習を実施した項目のレポートによる対応は認めない。レポート費用は、1回につき2,000円(税別)とする。

- (2) 欠席した時間数が要綱別紙2-2に定める通信方法により実施できる時間数の上限時間以上の場合は、別途補講を行うものとする。但し、補講費用は1.5時間(1時間の教科についても同じ。)につき2,000円(税別)とする。

(受講の取消し)

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。その場合の受講費の返還は行わないものとする。

- (1) 遅刻を繰り返す者
- (2) 学習態度が著しく悪く授業の進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者

(修了証書の交付及び再発行)

第 17 条 第 12 条により修了を認定された者は、介護保険法施行令第 3 条 1 項に規定する修了証明書を交付する。

2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料で再発行を行うことができる。(手数料 1,000 円 税別)

(修了者管理の方法)

第 18 条 修了者は修了名簿に記載し、奈良県で指定された様式に基づき知事に報告する。

(苦情申し立て)

第 19 条 苦情窓口については次のとおりとする。

苦情解決責任者 上田 麻子
 苦情受付責任者 上田 麻子
 苦情受付担当者 上田 麻子

(情報開示方法)

第 20 条 研修機関が公表すべき情報の開示方法は次の通りとする。

<https://www.shinjiyouen.com/>

附則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 1 日改正。

平成 28 年 4 月 10 日改正。

平成 31 年 10 月 1 日改正